

○財務省告示第三百三十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成三十年台風第二十一号による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成三十年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成三十年台風第二十一号による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成三十一年一月三十日とする。

都道府県	指 定 地 域
福井県	敦賀市
愛知県	名古屋市 豊橋市 弥富市 海部郡飛島村
三重県	四日市市 三重郡菰野町 南牟婁郡紀宝町
京都府	京都市

徳島県	兵庫県	大阪府
阿南市	西宮市 尼崎市 神戸市	泉南郡田尻町 泉南市 高石市 泉佐野市 茨木市 貝塚市 泉大津市 岸和田市 堺市 大阪市